

助等固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる聴覚障害者及び視覚障害者並びに知的障害者については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険では対応できない部分について、引き続き障害者施策から必要なサービスを提供することができるよう、平成12年度概算要求において所要の要求を行っているところである。

② 介護保険の指定訪問介護事業者の指定等について

現に障害者に対してホームヘルプサービスを提供している事業者が、65歳以上(特定疾病による場合は40歳以上65歳未満)の障害者に対し、介護保険法施行後も保険給付の対象として、引き続きホームヘルプサービスを提供するためには、介護保険法に基づく指定を受ける必要があるので、その旨、管下市町村及び事業者に対して周知されたい。

なお、法人格を有しない等により、居宅サービス基準の指定訪問介護事業者の要件を満たさない場合であっても、居宅サービス基準の基準該当訪問介護に関する基準を満たす場合には、市町村が認めれば、基準該当訪問介護サービスとして特例居宅介護サービス費の支給対象となるので、管下市町村及び関係者に周知されたい。

なお、指定訪問介護事業者の指定等を受けるためには、老人福祉法第14条第1項の規定に基づき老人居宅生活支援事業の届出が必要であることから、上記指定等に当たっては、併せて当該届出を行うよう指導されたい。

(2) デイサービス（通所介護）

① 適用・給付関係について

デイサービスについては、65歳以上（特定疾病による場合は、40歳以上65歳未満）の障害者が、要介護又は要支援の状態となつた場合は、要介護等認定を受け、介護保険の保険給付としてデイサービスを受けることとなる。

ただし、障害者施策で行われている身体障害者デイサービス事業にあっては創作的活動及び社会適応訓練、知的障害者デイサービス事業にあっては文化的活動及び社会適応訓練といった障害者

に固有のサービスを提供していることから、例えば、加齢に伴う特定疾病による障害を有する40歳以上65歳未満の障害者や65歳以前から引き続いて障害者施策で実施されているデイサービスを受ける者等が、こうしたサービスを希望し、これらの固有のサービスの提供が必要であると認められる場合には、障害者施策のデイサービスの利用を認めて差し支えない。

② 介護保険の指定通所介護事業者の指定等について

身体障害者デイサービス事業又は知的障害者デイサービス事業（以下「障害者デイサービス事業」という。）を行う事業者が介護保険の指定通所介護事業者の指定を受け、又は基準該当通所介護事業者として市町村に登録されて通所介護を提供する場合には、障害者に対するサービス提供に支障が生じないようにする必要がある。

このため、障害者デイサービスを行う事業者に対し、指定通所介護事業者の指定を受け、又は基準該当通所介護事業者として通所介護を提供するに当たっては、当該デイサービスを提供する事業所の利用定員のうち、その過半が障害者の定員枠となるよう指導されたい。

なお、指定通所介護事業者の指定等を受けるためには、老人福祉法第14条第1項の規定に基づき老人居宅生活支援事業の届出が必要であることから、併せて当該届出を行うよう指導されたい。

（3）ショートステイ（短期入所生活介護）

① 適用関係について

ショートステイについても、65歳以上（特定疾病による場合は、40歳以上65歳未満）の障害者が要介護又は要支援の状態となった場合は、要介護等認定を受け、介護保険の保険給付を受けることとなる。

ただし、障害者が障害者施策で実施されているショートステイの利用を希望し、かつ、身近に介護保険の短期入所生活介護事業所がない場合などやむを得ない事情がある場合には、障害者施策のショ

ートステイの利用を認めても差し支えない。

② 介護保険の指定短期入所生活介護事業者の指定等について

居宅サービス基準における指定短期入所生活介護事業の基準においては、①空床利用ができる施設としては特別養護老人ホームが、②併設型の施設としては特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設又は特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設（有料老人ホーム及びケアハウス）が、③単独型施設としてはその利用定員が20人以上のものが指定の対象とされており、障害者施設は、いずれの指定の対象にもならない。

しかしながら、今後改正が予定されている居宅サービス基準の基準該当短期入所生活介護に係る基準においては、社会福祉施設に併設する利用定員が20人未満の施設においても、必要な人員を確保し、専用の居室を設ける等の措置を講じた上で、基準該当短期入所生活介護事業の基準を満たす場合には、介護保険法上の基準該当居宅サービスとして保険給付の対象とすることとしている。このため、障害者施設に併設する施設を基準該当短期入所生活介護に活用することも可能であるので、その旨、管下市町村に周知されたい。

なお、障害者施設の併設施設が提供するサービスが上記の基準該当居宅サービスとして保険給付の対象となる場合においても、障害者に対するサービス提供に支障が生じないようにする必要があることから、基準該当居宅サービス事業者としてショートステイを提供するに当たっては、そのショートステイを提供する事業所の利用定員のうち、その過半が障害者の定員枠となるよう、事業者に対して指導されたい。

（4）補装具及び日常生活用具

介護保険の対象となる福祉用具の品目としては、平成11年3月31日厚生省告示第93号及び第94号により、貸与品目として、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、じょく瘡予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、痴呆性老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）が、購入費支給品目として、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽及び移動用リフ

トのつり具の部分が、それぞれ定められたところであるが、障害者施策における補装具及び日常生活用具と介護保険の福祉用具の関係については、以下のとおりとする。

① 補装具

介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、これらの品目は介護保険の保険給付として給付されることとなる。しかし、車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目についても、身体障害者福祉法に基づく補装具として給付して差し支えない。

② 日常生活用具

日常生活用具については、障害の状況に応じて個別に適合を図るものではないことから、介護保険の保険給付の対象となる品目（特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器及び簡易浴槽）については、介護保険から貸与や購入費の支給が行われることとなる。

介護保険の福祉用具の対象となっていない品目については、引き続き日常生活用具給付等事業として給付等が行われる。

3. 施設サービスについて

(1) 適用関係について

施設サービスについては、上記1. のとおり、それぞれの施設の目的や機能に照らして、入所（通所を含む。）の必要性が認められる場合には、介護保険の保険給付を受けられる者であっても、障害者施設への入所（通所を含む。）が認められるものであるが、具体的には以下のよう取扱いとする。

① 障害者施設に入所している者について

ア) 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設

65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者が、介護保険の保険給付を受けられる者であっても、更生訓練等を受けることを希望し、入所の必要性が認められる場合は、継続して入所することが可能である。

イ) 身体障害者授産施設、知的障害者授産施設

65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者が、介護保険の保険給付を受けられる者であっても、引き続き必要な訓練を行い、就労の場の提供を受けることを希望し、入所の必要性が認められる場合は、継続して入所することが可能である。

ウ) 身体障害者療護施設

身体障害者療護施設の入所者は、上記1. (1) のとおり介護保険の被保険者とならないものであり、65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）になっても、継続して入所することが可能である。

② 介護保険の居宅サービスを利用している障害者による障害者施設の通所利用について

ア) 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設

専門的な更生訓練等の必要があると認められる場合には、通所利用が可能である。

イ) 身体障害者授産施設、知的障害者授産施設

必要な訓練を行い就労の場を提供する必要があると認められる場合には、通所利用が可能である。

ウ) 身体障害者療護施設通所型

機能を維持し又は機能の減退を防止するための訓練や養護を行う必要があると認められる場合には、通所利用が可能である。

③ 介護保険の保険給付を受けられる者が障害者施設に入所しようとする場合について

介護保険の保険給付を受けられる者であっても、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設への入所を希望する場合については、それぞれの施設の目的や機能に照らして、入所の必要性があると認められる場合には、それぞれ入所が可能である。

4. 身体障害者療護施設等入所者の介護保険サービスの利用について

身体障害者療護施設等の入所者については、上記1. (1) のとおり、介護保険の被保険者とならない。

しかし、身体障害者療護施設等を退所すれば介護保険の被保険者となるものであり、要介護又は要支援認定を受ければ、介護保険施設に入所（要介護認定を受けた場合に限る。）し、又は在宅で介護保険の居宅サービスを利用することができる。

5. 介護保険法の施行に伴う障害者サービスの提供体制の整備について

介護保険法の施行後においても、若年障害者に対し、介護保険と遜色のないサービスが提供できる体制の整備を図られたい。

特に、ホームヘルプサービスについては、必要な事業量等をできる限り把握し、それに対応したホームヘルパーの確保等必要なサービス提供体制の整備について、管下市町村等に対し指導されたい。また、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者等の固有のニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、質の確保にも留意されたい。

身体障害者福祉審議会の公開について

(目次)

- ・身体障害者福祉審議会の公開について（案） ----- P1
 - ・身体障害者福祉審議会の会議の公開について（案） ----- P2
 - ・身体障害者福祉審議会の公開について ----- P5
- (平成10年4月22日 身体障害者福祉審議会)
- ・審議会の透明化、見直し等について（抄） ----- P6

身体障害者福祉審議会の公開について（案）

平成 年 月 日

身体障害者福祉審議会

1. 身体障害者福祉審議会については、会議議事録を公開するものとする。

ただし、特定の者に利益若しくは不利益をもたらし、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、会長の決するところにより、理由を公開し、会議議事録の公開に代えて会議の議事要旨を公開する。

また、発言者氏名については、人権に関わる問題及び利害が対立する問題等、自由な議論が氏名の公開によって阻害されると認められる議題については、会長の決するところにより匿名とする。

2. 略問、答申及び会議配付資料については、会長が、当該資料等を公開することにより、特定の者に利益若しくは不利益をもたらし、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合を除き、公開するものとする。

3. 会議は、別添「身体障害者福祉審議会の会議の公開について」に定めるところにより、公開するものとする。

ただし、特定の者に利益若しくは不利益をもたらし、若しくは公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は人権に関わる問題及び利害が対立する問題等、自由な議論が氏名の公開によって阻害されると認められる場合には、会長の決するところにより、理由を公開し、会議を非公開とする。

(別添)

身体障害者福祉審議会の会議の公開について（案）

身体障害者福祉審議会の会議の公開の具体的方法等については、次のとおりとする。

1. 傍聴者について

傍聴は、報道関係者及び委員の紹介のあった者について認めることとする。

ただし、会場の都合により、人数を制限することができるものとする。

なお、傍聴に当たってその希望者は、別紙様式により、その所属、住所、氏名、連絡先を事前（原則として会議の1週間前）に文書をもって事務局に明らかにし、会長が決するところによりこれを認めるものとする。

2. 傍聴者の遵守事項

事務局は、傍聴者に対し、別紙〔傍聴に当たっての遵守事項〕を送付し、これを遵守していただくこと。

傍聴に当たっての遵守事項

1. 傍聴に当たっては、その所属等の確認ができる物（身分証明書等）を必ず携帯し、事務局から提示を求められた場合にはこれに従うこと。
2. 危険物は絶対に持ち込まないこと。
3. 携帯電話、ポケットベル等の電源は、必ず切ること。
4. 審議会場における発言・私語・会議の録音は、一切これを行わないこと。
5. 傍聴者は指定された場所以外の立入りは行わないこと。
6. 傍聴中の新聞、書籍等の閲読、飲食、喫煙、頻回な会場への入出は行わないこと。
7. 傍聴中は静粛とし、審議の妨害になるような行為は行わないこと。
8. その他会長の行う指示には必ず従うこと。従わない場合には、退出してもらうこともありうること。

(別紙様式)

身体障害者福祉審議会傍聴申込書

平成 年 月 日

氏名		所属	
住所		電話	
連絡先		電話	
傍聴希望日時			
紹介者	(委員の紹介のあった方のみ委員名を記入)		

身体障害者福祉審議会の公開について

平成10年4月22日

身体障害者福祉審議会

1. 身体障害者福祉審議会については、会議議事録を公開するものとする。ただし、特定の者に利益又は不利益をもたらし、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、会長の決するところにより、理由を公開し、会議議事録の公開に代えて会議の議事要旨を公開する。

また、発言者氏名については、人権に係わる問題及び利害が対立する問題等、自由な議論が氏名の公開によって阻害されると認められる議題については、会長の決するところにより匿名とする。

2. 諮問、答申及び会議配布資料については、会長が、当該資料等を公開することにより、特定の者に利益又は不利益をもたらし、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合を除き、公開するものとする。

3. 会長は、議事の内容から適切であると認めるときには、会議を公開することができる。

審議会の透明化、見直し等について（抄）

[平成7年9月29日]
閣 議 決 定

審議会等の設置及び運営に関し、透明な行政運営の確保、行政の簡素化・効率化等を図るため、下記の措置を講ずる。

記

4 審議会等の公開

- ・(1) 審議会等の具体的運営は、法令に別段の定めがある場合を除き、当該審議会等において決定されるべきものであるが、一般の審議会は、原則として、会議の公開、議事録の公開などを行うことにより、運営の透明性の確保に努める。
- (2) 一般の審議会は、特段の事情により会議又は議事録を非公開とする場合は、その理由を必ず明示することとし、議事要旨を原則公開とする。
- (3) 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、各省庁は、一般的の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般的なアクセスが可能なデータベースやコンピュータネットワークの掲載に努める。